



「出版物に関する権利」 (原著作権) 構想への疑問



平成24年7月

teabreak

目次

- I 「出版者(物)の権利」構想の経緯と概要
- II 「原著作権」の基本的疑問点
- III 「原著作権」の甚大な副作用
- IV 書籍出版協会モデル出版契約書案等の
問題点
- V 中川勉強会の問題点
- VI 「出版者の権利」議論のために
- VII 文藝作品流通促進のために

I 「出版者(物)の権利」構想の 経緯と概要

- 「出版者の権利」のこれまでの経緯(1)
- 「出版者の権利」のこれまでの経緯(2)
- 「出版者の権利」議論の現状要約

- 「出版者の権利」構想の概要(1)
- 「出版者の権利」構想の概要(2)
- 従来の「版面権」構想との比較

「出版者の権利」のこれまでの経緯(1)

- 1990年 文部省・著作権審議会第8分科会にて、「版面権」の導入について答申。
 - ・版面そのものの複写に対する報酬請求権。
 - ・経団連の反対で実現せず(企業秘密保護の観点等)
- 1991年 (社)日本複写権センター発足。
 - ・出版社を通じて委託することにより、手数料収入として出版社にも還元される仕組み。
- 2003年 政府決定「知的財産推進計画2003」
 - ・版面権の是非についての「協議の結論を得て、2004年以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出」を記載。
 - ・2004年も記載されるも、2005年以降は記載されず。

「出版者の権利」のこれまでの経緯(2)

- 2010年 総務・経産・文科の「三省懇」で議論されるも、報告書では両論併記。
- 2010年12月～2011年12月 文科省「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」にて検討。出された意見を紹介し、引き続き検討の旨の報告書。
- 2012年2月 中川勉強会発足(「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」)
 - ・中川正春元文科大臣を座長とする民間ベースの勉強会が計5回の会合。 ※ 公益財団法人 文字・活字文化推進機構内に設置。
 - ・6月25日に「出版物に係る権利」の導入を求める中間報告書を発表。「次期通常国会での議員立法を念頭におく」。
- 2012年5月 「知的財産推進計画2012」を政府決定。
 - ・「電子書籍市場に与える影響や法制面における課題について検証・検討し、必要な措置を実施する」旨記載。

「出版者の権利」議論の現状要約

- 権利を法制化するかどうかは何も決まっていない。
- 政府ベースでは方向性は出ておらず、実質的議論のすべてはこれから。
- 中川勉強会の提言は、あくまで出版社側の構想の域を出ず。議員立法云々も同様。
- ただし、出版社側が政治的働きかけによって構想実現を目指すとの意思表示であることに要留意。

「出版者(物)権利」構想の概要(1)

- 「出版物に係る権利」「出版者に係る権利」「出版物原版權」等名称は様々。
- 定義(中川勉強会第3回資料による)
 - ・ **出版物**: 公衆に頒布することを目的とし、文字又は図画で構成される著作物等を編集し、書籍又は雑誌若しくは電子書籍又は電子雑誌の形態にしたもの。
 - ・ **出版物原版**: 出版物を、複製又は送信可能な情報として固定したもの。
 - ・ **出版者**: 出版物の製作に発意と責任を有し、出版物原版を最初に固定した者。
 - ・ **商業用出版物**: 市販の目的をもって製作される出版物原版の複製物。
- ※ 「固定」とは、書籍又は雑誌では「下版」、電子書籍又は電子雑誌では「コーディングの終了」の時点を想定する。印刷物の単純スキャンは電子出版物の固定とはならない。

「出版者(物)の権利」構想の概要(2)

- 権利の性質： 著作隣接権
- 権利内容
 - 複製権／送信可能化権
 - 譲渡権／貸与権
- 権利期間 25年

従来の「版面権」構想との比較

○今回の「原版権」は、以前の「版面権」とは内容が全く異なる。

	1990年著作権審議会分科会 報告書（「版面権」）	今回の出版社側・中川勉強会の構 想（「原版権」）
出版者の定義	発意と責任をもって出版物の企画から発行に至る活動を全体として行う者	出版物の製作に発意と責任を有し、出版物原版を最初に固定した者
保護内容	複写・写真による版面の複製	版面の複製+OCR等による文字その他のデータの読み取り
権利内容	報酬請求権	許諾権
著作権との関係	管理団体によって著作権と一体として行使	「著作権には影響を与えない」 「権利処理機構と組み合わせることで円滑な処理を実現」 (注) 上記は出版社側の説明であり、実際には著作権行使は従来通りにはいかない(後述)。
保護期間	30年(当時の保護期間)	25年
著作権切れの作品の扱い	権利対象。	権利対象。

Ⅱ 「原著作権」の基本的疑問点

- ① 海賊版、自炊対策として効果見込めない。
- ② 世界で類例のない広汎かつ強力な権利。
- ③ 既存の枠組みで対応策がある。

基本的疑問点(1)

—海賊版、自炊対策として効果が見込めない。

- プロバイダー責任制限法に基づく信頼性確認団体による差し止め請求を無視するプロバイダー相手に、出版社が請求しても効果疑問。
- 配信者本人も、同法に基づく氏名開示請求に応じるとは思えない。
- 「海賊版大国」中国のサイトは、政治的外交的手段で対応する以外ない。
- 「自炊」自体は、私的利用で権利適用外。裁断本の流通も法的に抑制困難。
- 「自炊代行業者」は既に多くが廃業し、問題は解決へ。

→効果がないにも係わらず、甚大な副作用のみが残る結果に。

基本的疑問点(2)

—世界で類例のない広汎で強力な権利。

- ・英国は、版面そのもののレイアウト等のデッドコピーのみ対象。
- ・EU指令は、未公表の著作権切れの作品のみ。
- ・米国は、著作権存続作品のみ＋行使に著作権者の同意が必要。

○「原版権」構想は、

- 著作権の有無、著作権者の同意の有無に関わらない。
 - 版面そのものだけでなくOCR等による文字等のデータ読み取りまで対象。
- 世界に類例のない広汎かつ強大な権利。
国際調和の観点からも問題。先導的意味なし。

基本的疑問点(3)

—既存の枠組みで対応策がある。

- 差し止め請求であれば、目的や期間を限定した「一部譲渡」「一部共有」で対応可能。
- 既存の枠組みがある以上、それを活用することが先決。
- 作家の「著作権譲渡」へのアレルギーに乗じて、「一部譲渡」等の選択肢を検討した形跡なし。
→議論になるとすぐ、米国の「全部譲渡」の話に飛躍させるのは問題。

Ⅲ 著作権の甚大な副作用

- 独立した権利として、著作権を制約する可能性。
- 著作権がない作品でも、許諾が必要。
- 最終原稿が手元になければ著作権行使が困難に。
- 出版社の寄与度に関わらず、一律に著作権が発生。
- 新規参入者、ユーザーの障壁となる可能性。
- 想定外のところに著作権が発生可能性。

甚大な副作用(1)

—独立した権利として、著作権を制約する可能性。

- 原版権は、著作権から独立した権利。著作権に関わりなく行使可能。
- 著作権者との**契約解除後でも、独立して行使可能。**
- 著作権法第90条は、著作権が損なわれないという意味のみ。
- **著作権者の意向に反する行使も可能。**
 - 実際、知財高裁判決で、著作権者の意向に反したレコード原盤権者の権利行使認容(BRAHMAN事件(知財高判H21.3.25))。
- 新たに処理すべき権利が増え、流通停滞の可能性。

甚大な副作用(2)

—著作権がない作品でも、許諾が必要。

- ・問題は、作家・漫画家と出版社との関係だけではない。
- ・利用者にとっては、著作権が切れたものでも自由に利用できなくなる不都合。
- ・その本でしか読めない作品の場合には、特に問題。
- ・今はよくても、原著作権対象本のみが流通するようになったとき問題。
- ・青空文庫の制作も、原著作権がネックになる可能性。

甚大な副作用(3)

—最終原稿が手元になければ著作権行使が困難に。

- 原稿用紙で書く作家はどうすればいいのか？
- 推敲、校正を重ねた作品の最終原稿は、印刷会社にしかないのでは？
- 漫画の原画が紛れれば、手の打ちようなし。
- 原稿や原画の返還は、法的義務ではない。力関係でうやむやになればそれきり。
- 著作権の承継がなされれば、原稿・原画は失われる可能性大。

甚大な副作用(4)

—出版社の寄与度に関わらず、一律に原著作権が発生。

○著作権法上の「公衆」

＝「不特定者」＋「特定多数」

○次の場合も、原著作権対象となってしまう可能性。

- ・著者の負担により自費出版で販売する場合（対不特定者）
- ・自費出版で多数に頒布する場合（対特定多数）
- ・テンプレート等ですべての作業を著者が行う場合（写真製版等）

甚大な副作用(5)

—新規参入者、ユーザーの障壁となる可能性。

- 出版社は、新規参入者との関係では、利害が対立。
- 利害対立する相手に許諾をするのかそもそも疑問。
- ユーザーにとっても、著作権者の許諾を得るのも大変なのに、更に出版社の許諾も得ることは障害大きい。
- 現状でも、出版社の許諾申請窓口、手続等は全く未整備。利用を想定せず？

甚大な副作用(6)

—想定外のところに著作権が発生可能性。

- 青空文庫も「電子書籍」の一種
 - 制作上も、利用上も処理が必須に。
- 「ブログ」も電子書籍の一種
 - ブログ執筆者の自由にならなくなるおそれ。

IV 書籍出版協会モデル出版契約書 案等の問題点

- 書籍出版協会のモデル「出版契約」「利用許諾契約」の概要
- 基本的問題点
 - ①著作権が「形骸化」「空洞化」。
 - ②著作権者側からの契約解除が困難に。
 - ③作品の「塩漬け」「囲い込み」の可能性。
 - ④電子書籍が広く流通することを阻害。
 - ⑤文藝家協会の基盤が揺るぐ。

書籍出版協会のモデル「出版契約」 「利用許諾契約」の概要

出版社が一次、二次利用を問わず独占的地位に

- 紙書籍、電子書籍を問わず、独占的利用許諾を受ける。
- 再許諾する権利も独占的に確保。
- 二次利用の許諾事務を独占的に受託。
- 著作権者自身の利用も、出版社の同意が必要。
- 出版継続義務は、「オンデマンド出版」「電子書籍」の形で可。

基本的問題点(1)

—著作権が「形骸化」「空洞化」。

- 著作権者自らが権利行使する余地がなくなる。
- 「全部又は一部」+「同一又は類似の内容」の利用を制限
- 「出版権」よりも広汎・強力な内容。
※出版権＝その本全部のみ。再許諾不可。

→実質的に、米国式の出版社への権利譲渡に等しい。

基本的問題点(2)

—著作権者側からの契約解除が困難に。

- 出版社の「出版継続義務」は、「オンデマンド出版」や「電子書籍」の形でも可と規定。
- 出版社の義務履行負担は軽くなり、契約解除の理由なくなる。
- 出版社が義務履行している以上、作家側から中途解除できず。
- 数年に一度の更新時期に打ち切ることは、力関係等で可能か？

基本的問題点(3)

—作品の「塩漬け」「囲い込み」の可能性

- 独占的に「再許諾」「二次利用許諾窓口」の権利を規定。
- 出版社と利害が競合する相手に許諾するか疑問。
- 現時点でも、許諾窓口の整備はほとんど見られず。
 - 「一任型管理は、原則許諾義務が生じるので出版社と競合」との意識あり。
 - 作品の利用は進まず、「塩漬け」の可能性。

基本的問題点(4)

—電子書籍が広く流通することを阻害

- 紙書籍の場合は、独占的出版契約でも、読者は誰でも入手可能。
- 電子書籍の場合は、販売サイトやリーダー規格が乱立し、特定のサイト、リーダーでしか読めないおそれ大。
- マイナーな出版社に独占されると、実質的に読者には届かない可能性大。
- 著者にとっても読者にとっても、デメリット大。

基本的問題点(5)

—文藝家協会の基盤が揺るぐ。

- 再許諾や二次利用の許諾窓口が、出版社側に移行
→著作権管理業務が「侵食」される。
- 文藝家協会の事業収入の3分の1を占める著作権管理収入に影響。
- 財務基盤が揺るげば、作家の利益代表としての活動にも大きな支障。

V 中川勉強会の問題点

- 中川勉強会報告書のキーフレーズ2つ
- 中川勉強会報告書の狙い
 - ―事実上の米国型モデルへの移行
- 中川勉強会の手続的問題
- 中川勉強会公表のQ&Aの問題点(1)
 - ―全般的問題点
- 中川勉強会公表のQ&Aの問題点(2)
 - ―個別の問題点

中川勉強会報告書のキーフレーズ2つ

- ①「著作権者が出版者と同じ権利を持っているため、あらかじめ出版契約等をむすぶことにより、適切な権利処理を行っておく必要がある。」
- ②「著作権者の許諾の範囲で、出版社に流通・利用の権利と責任を持たせる。」

中川勉強会報告書の狙い

－事実上の米国型モデルへの移行

○著作権を形骸化・空洞化する独占的出版契約

+

独立して著作権行使を抑制できる「原著作権」

で**出版社はオールマイティに。**

○著作権者を「掣肘」し、出版社主導での流通体制構築すべしの意味。

○実質的に、米国型モデル提唱に等しい。

中川勉強会の手続的問題

- 文化庁検討会では、審議会で、新規参入者、消費者、ユーザー等も加え、更に法的観点も踏まえ、継続検討で合意したはず。
- 政府決定「知的財産推進計画2012」でも、文化審議会にて検討と明記。2年間で検討との工程表。
→書協も、「審議会で急ぎ検討すべき」と意見書提出。
- なぜ、突然の一部メンバーのみの「勉強会」か？
なぜ議員立法か？
- 漫画家や法学者を排除。議事録なし。勉強会実質メンバー、WGメンバー非公開。

中川勉強会公表のQ&Aの問題点(1)

— 全般的問題点

- 全編通して、「心配いらない」「何も問題ない」「流通促進される」というバイアスがかかった答えに終始。
- 独占的出版契約の存在を前提にしない答えなので、実際と大きく食い違う恐れ。
→ 独占的出版・利用許諾契約を前提とすれば、
答えは全く違ってくる。

中川勉強会公表のQ&Aの問題点(2)

—個別の問題点

○基本的問題点には何も触れず。

(例) 著作権ない作品でも許諾が必要となること。

出版社の寄与度の如何に関わらず、原著作権が発生すること。等

○明らかなミスリード。

(例) 「隣接権は、著作権に影響を及ぼしてはならない(から制約にならない)」

「英国でも出版者に固有の権利が認められている」

「出版社と関係悪化したら重版等止めることができる」

「漫画プロダクションが実質的に出版行為を行っている場合もある」
等等

VI 「出版者の権利」議論のために

- 「出版社の権利」の議論自体の問題点
- 「出版者の権利」の議論進展の前提

「出版社の権利」の議論自体の問題点

- ① 権利創設による波及、影響等が何も議論・認識されていない。
 - 一般ユーザー、新規参入者等の利害が未検討。

- ② 作家の不安感・依存心と幻想に乗じた、抽象的な議論に終始。
 - 不安・焦燥:「グーグル、アマゾン、TTPの外圧に作家個人では対応困難」
 - 依存心:「出版社に何とかしてほしい」「創作に専念したい」
 - 幻想:「出版者の権利ができれば、海賊版は撲滅可能」

- ③ 従来の「版面権」構想との根本的差異が認識されていない。
 - 作家への影響は原著作権の方が格段に大きい。

「出版者の権利」の議論進展の前提

- 既存の枠組みでの対応可能性について真剣に議論を
 - 目的・期間を限定した「一部譲渡」「一部共有」が可能では？
- すべてのメリット、デメリットを洗い出し、認識共有した上で議論を。
- 独占的出版・利用許諾契約案とセットで議論を。
 - ここまで独占的、一方的内容は極めて問題。
- 出版社は、許諾窓口・手続き等を整備し、実績を示す必要。
 - 新規参入者、競合者、小口個人ユーザーへの許諾が本当にできるのか？
 - 集中的権利処理機構のイメージならそれを提示する必要。

VII 文藝作品流通促進のために

- 文藝作品の流通環境の大きな変化
- 流通促進の大きなヒントとなる三田誠広氏の発言
- 三田発言を踏まえた流通促進のための方策
- 文藝作品流通にビジネス感覚の導入を

文藝作品の流通環境の大きな変化

○誰でもが、出版者になれる時代になっている。

・オンデマンド出版で、低コストorコストなしでの出版が可能に。

・音声ブログの普及で、誰でも朗読オーディオブックを発信できる環境に。

○多彩なビジネスモデルの出現。

→これらの環境をフルに活かして流通促進を！

流通促進の大きなヒントとなる 三田誠広氏の発言

- ① 1968年以前に出たものは、著作権者も利用料をもらいたいとは思っていない。

オプトアウト方式(意思表示した著作権者の作品だけ除外する方式)で使っても、クレームをつける人はほとんどいないだろう。

- ② 図書館のデータを送信して、民間事業者がオンデマンドでプリントアウトして読者に提供できれば、ユーザーの利便性が高まる。ただし、出版社にも還元されるような仕組みにすることが必要。

- ③ 文藝版JASRACができることを期待したい。

(於・文化庁検討会)

三田発言を踏まえた 流通促進のための方策

- ①旧い作品は、
 - ・非営利無償利用の場合
 - クリエイティブコモンズで無償開放化
 - 青空文庫化、朗読ライブラリー化が一気に進展。
 - ・商用利用の場合→報酬請求権化し、自動許諾に。
- ② 文藝家協会での「包括許諾制度」の導入
 - ・ユーザーへの許諾＋サイトへの許諾 の2パターン
- ③ 『文藝年鑑』の存在の告知－著作権者情報の把握に有用

→音楽並みに劇的に流通進展の可能性
→保護期間の延長の議論にも好影響

文藝作品流通にビジネス感覚の導入を

○「著作権エージェント」的機能の発揮を。

- ・待ちの姿勢ではなく、積極的に活用を促す「売り込み」の姿勢を。

○広告を利用した流通モデルの導入検討を。

- ・テレビも新聞も皆、広告によって無料・廉価での提供を可能に。グーグル構想も同様。
- ・音楽もYouTubeでは、広告をつけ無償視聴可。